○内閣府
財務省令第一号
農林水産省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令

農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和四十八年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貯金等情報） **第二十一条**　［略］ 2　法第五十七条の二第二項の農水産業協同組合が貯金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）を記録している貯金等についての前項の規定の適用については、同項第一号中「顧客番号」とあるのは「顧客番号、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「貯金者等に」とあるのは「法人番号その他の貯金者等に」とする。	（貯金等情報） **第二十一条**　［同上］ 2　法第五十七条の二第二項の農水産業協同組合が貯金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）を記録している貯金等についての前項の規定の適用については、同項第一号中「顧客番号」とあるのは「顧客番号、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「貯金者等に」とあるのは「法人番号その他の貯金者等に」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○内閣府
財務省令第三号
経済産業省

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社産業再生機構法施行規則（平成十五年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。